

しょう ふくし さーび すじぎょうしょう こうぼう
障がい福祉サービス事業所 なんぷ〜香房

していしゅうろうけいぞく し えん じぎょう びーがた
指定就労継続支援事業 (B型)

り よう けい やく しょ
利 用 契 約 書

だい じょう けいやく もくてき
第1条 契約の目的

だい じょう そうだんおよ えんじょ
第12条 相談及び援助

だい じょう さーび すないよう
第2条 サービス内容

だい じょう けんこうかんり
第13条 健康管理

だい じょう けいやくきかん
第3条 契約期間

だい じょう あんぜんはいりよぎむ
第14条 安全配慮義務

だい じょう こべつし えんけいかく
第4条 個別支援計画

だい じょう きんきゅうじ えんじょ
第15条 緊急時の援助

だい じょう りようりょうきん
第5条 利用料金

だい じょう しゅひぎむ
第16条 守秘義務

だい じょう りようりょうきん しはらい ほうほうなど
第6条 利用料金の支払い方法等

だい じょう しんたいこうそく きんし
第17条 身体拘束の禁止

だい じょう けいやく しゅうりよう
第7条 契約の終了

だい じょう ぎやくたいぼうし そち
第18条 虐待防止のための措置

だい じょう せいさんかつどうおよ しゅうろう む
第8条 生産活動及び就労に向けて

だい じょう くじょうかいけつ
第19条 苦情解決

しえん こうちんしはらい
の支援と工賃支払い

だい じょう そんがいはいしょう
第20条 損害賠償

だい じょう ほか さーび すていきょうしゃ れんけい
第9条 他のサービス提供者との連携

だい じょう みもとひきうけにん
第21条 身元引受人

だい じょう せつめいぎむ
第10条 説明義務

だい じょう ほか
第22条 その他

だい じょう さーび すりよう きゃんせる
第11条 サービス利用のキャンセル

しょう ふくし さーび すじぎょうしょ 障がい福祉サービス事業所 なんぷ〜香房

り よう けい やく しょ 利用契約書

_____ (以下「ご利用者」という。) と社会福祉法人南富良野大乗会 (以下「事業者」という。) は、ご利用者に対して提供^{たい}する指定就労継続支援 (B型) について、次のとおり契約^{けいやく}を締結^{ていけつ}します。

だい じょう (けいやく もくてき) 第1条 【契約の目的】

この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に則り、ご利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、通所による就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力を高め、一般就労等への移行に向けて支援するために指定就労継続支援 (B型) 事業のサービスについて定めます。

だい じょう (さーび す ないよう) 第2条 【サービスの内容】

事業者は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス内容を提供します。なお、個別の契約内容については別紙のとおり^{けいやく}の契約をします。

- 事業者は、サービスの提供に際して、ご利用者の心身の状況に応じて、適切に支援し、日常生活の充実に資するよう努めます。
- 事業者は、ご利用者の意思と人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、サービスを提供します。
- 就労継続支援 (B型) 事業のサービス提供は、職業支援員、生活支援員等が従事します。
- 常時サービスを利用しているご利用者が心身の状況により、5日以上連続して利用しなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度としてご利用者の同意の上支援を行います。

だい じょう (けいやく きかん) 第3条 【契約期間】

この契約期間は、令和 年 月 日から支給有効期間の満了日までとします。契

約の変更は、事業者がご利用者に対して文書で提示し、ご利用者の承諾を得たうえで変更する事ができるものとします。

- 2 支給有効期間が更新され、ご利用者から契約内容変更の申し出がない場合は同じ契約内容で、更新後の支給有効期間満了日までに自動的に更新されるものとします。
- 3 契約期間内に契約を破棄する場合は、1ヶ月前に理由を明示した上で双方に異論がなければ契約を破棄する事ができます。

第4条【個別支援計画】

事業者は、次に掲げる事項をサービス管理責任者に担当させます。

- 1 ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者及びそのご家族・後見人等（以下ご家族等という）の意向を踏まえて、就労継続支援（B型）事業サービスの目標及びその期間並びにサービスの内容、サービスの提供する上での留意事項等を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
- 2 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上実施状況の評価を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 3 個別支援計画を作成または変更したときは、ご利用者またはそのご家族等に個別支援計画の内容を説明し同意を得ます。

第5条【利用料金】

ご利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービスの利用料金（厚生労働大臣が定める額、但し軽減等の適用があります）及び訓練等給付費対象外サービスの利用者負担額（実費負担）を事業者に支払います。ただし、訓練等給付費について、ご利用者に代わり事業者が援護の実施機関（以下市町村という）より代理受領することについて委任状を提出された場合は、利用者負担額のみお支払いください。

- 2 事業者は、ご利用者が前項に定めるもの以外のサービスを利用した場合は、その支払いについて請求し、ご利用者は負担するものとします。
- 3 前項に定めるほか、ご利用者の日常生活上に必要となる共通の諸費用の実費はご利用者に請求し、負担するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供に当たっては、あらかじめご利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご利用者及びご家族等の同意を得るものとします。

だい じょう (りようりょう しはらいほうなど)
第6条【利用料の支払方法等】

ご利用者は前条1項に定める利用者負担額を対象月ごとに支払うこととします。

- 2 事業者は、前条第1項に定める当月の利用者負担額を翌月5日まで利用者に請求します。
- 3 ご利用者は、前条は第1項に定める当月の利用者負担額を翌月10日までに支払います。
- 4 ご利用者は、前条第2項及び第3項に定めるサービスに要した費用の支払いは、重要事項説明書5に記載のとおりとします。

だい じょう (けいやく しゅうりょう)
第7条【契約の終了】

ご利用者等は、事業者に対して30日間の予告期間において文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、ご利用者等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が故意又は過失によりご利用者の生命、身体、財産等を傷つけたり、若しくは傷つける恐れがある場合等の社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、ご利用者に対し30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- (1) ご利用者等が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期間を定めて再三催告したにもかかわらずその期限までにサービス利用料の支払いがない場合。
 - (2) ご利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - (3) ご利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
 - (5) ご利用者が死亡した場合。

第8条【生産活動及び就労に向けての支援と工賃の支払い】

事業者は、個別支援計画において生産活動の内容や職場実習の実施、求職活動支援、職場定着のための支援の内容を定め、ご利用者に対して生産活動及び就労に向けての支援の機会を提供します。

- 2 ご利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- 3 作業時間、作業量がご利用者に過重な負担とならないように配慮します。
- 4 生産活動や就労に向けての支援の機会の提供にあたっては、防塵設備または消火設備などの安全に配慮します。
- 5 事業者は、生産活動及び就労に向けての支援（職場実習等）における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事されたご利用者に支払います。
- 6 公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら就労に向けた支援を行います。

第9条【他のサービス提供者との連携】

事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第10条【説明義務】

事業者は、契約に基づく内容について、ご利用者の質問に対して適切に説明します。

第11条【サービス利用のキャンセル】

ご利用者は、サービスのキャンセルについて、サービス利用日の3日までに申し出ない場合、ご利用者は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を事業者に支払うものとします。

第12条【相談及び援助】

事業者は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者またはそのご家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言及び援助を行います。

だい じょう (けんこうかんり)
第13条【健康管理】

事業者は、常にご利用者の健康に留意するとともに、健康保持のために適切な管理及び支援を行います。

だい じょう (あんぜんはいりよぎむ)
第14条【安全配慮義務】

事業者は、サービスの提供にあたって、ご利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じます。

だい じょう きんきゅうじ えんじょ
第15条【緊急時の援助】

事業者は、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関またはご利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

- 2 前項のほか、利用中にご利用者の心身の様態が変化した場合、ご利用者のご家族等に速やかに連絡します。

だい じょう (しゅひぎむ)
第16条【守秘義務】

事業者は、正当な理由がないかぎり、その業務上知り得たご利用者又はご家族等に関する秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者の職員であった者について、業務上知り得たご利用者やそのご家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- 3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、ご利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ます。

だい じょう (しんたいこうそく きんし)
第17条【身体拘束の禁止】

事業者は、ご利用者または他のご利用者の生命、若しくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

だい じょう (ぎやくたいぼうし そち)
第18条【虐待防止のための措置】

事業者は、ご利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。

だい じょう (くじょうかいけつ)
第19条【苦情解決】

ご利用者またはそのご家族は、事業者が提供したサービスに対する苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、ご利用者またはご家族等に文書で報告します。

- 2 事業者は、ご利用者又はそのご家族等が苦情申し立てをした場合に、これを理由としてご利用者に対し一切の不利益を与えないこととします。

だい じょう (そんがいばいしょう)
第20条【損害賠償】

事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合、関係市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 3 事業者は、第16条に定める守秘義務等に違反しご利用者等に発生した損害については、賠償する義務を負います。

だい じょう (みもとひきうけにん)
第21条【身元引受人】

事業者は、ご利用者に対して、身元引受人を定めることとします。ただし、ご利用者に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合は、事業者と連携してご利用者の状態に応じた適切な受け入れ先の確保に努めること。

だい じょう (ほか)
第22条【その他】

契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、ご利用者等と誠意をもって協議するものとします。

じょうき けいやく せいりつ しょう ほんしょ つう さくせい りようしゃとうおよ じぎょうしゃ きめいなついでん
上記の契約の成立を証するために、本書2通を作成し、ご利用者等及び事業者が記名捺印

のうえ、各自その1通を所持します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

ご利用者（〒 _____ ）

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

かぞくまた こうけんになんなど ゆうびんばんごう _____
ご家族又は後見人等（〒 _____ ）

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

（利用者との関係： _____ ）

じゅう しょ そらちぐんみなみふらのちょうあざいくとら ばん
住 所 空知郡南富良野町字幾寅528番2

じぎょうしゃ めい しょう しゃかいふくしほうじんみなみふらのだいじょうかい
事業者 名称 社会福祉法人南富良野大乗会

だいひょうしゃ りじちょう たか のはし あつ こ
代表者 理事長 鷹 嘴 充 子 ㊞

しょうがいふくし さーび す じぎょうしょ
障害福祉サービス事業所 なんぷ〜香房

して いしゅうろうけいぞくし えんじぎょう がた
《指定就労継続支援事業（B型）》

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重要事項説明書

指定第 0 1 1 3 0 0 0 3 0 1 号

けいやく かた たい ていきょう していしゅうろうけいぞくしえん Bがた さーび す ないようおよ
ご契約された方に対して提供される指定就労継続支援（B型）のサービスの内容及び

けいやくじょう ちゅうい など つぎ とお せつめいた
契約上ご注意くださいこと等について、次の通りご説明致します。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 サービスを提供する事業者 | 9 緊急時及び事故発生時の対応等 |
| 2 利用事業所の概要・目的・運営方針 | 10 非常災害時の対策 |
| 3 利用事業所の設備 | 11 事業所利用の留意事項 |
| 4 サービス提供職員の配置状況等 | 12 契約の締結と終了 |
| 5 サービス提供の概要 | 13 残置物の引き取り |
| 6 利用料金 | 14 損害賠償 |
| 7 苦情等の申立先 | 15 個人情報情報の使用に係る同意 |
| 8 虐待防止への対応 | 16 福祉サービス第三者評価について |

しゃかいふくしほうじん
—社会福祉法人

みなみふらのだいじょうかい
—南富良野大乘会—

1 サービスを提供する事業者

けいえいじぎょうしゃ めいしやう 経営事業者の名称	しゃかいふくし ほうじん みなみ ふ ら の だいじやうかい 社会福祉法人 南富良野大乗会
ほうじんしよぎいち 法人所在地	ほっかいどうそらちぐんみなみふらのちやうあざいくとら ばん 北海道空知郡南富良野町字幾寅528番2
てんわばんごう 電話番号	0167-52-3000
だいひやうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう たかの はし あつ こ 理事長 鷹 嘴 充 子
せつりつねんがっぴ 設立年月日	しやうわ ねん がつ にち にんかばんごう こうせいしやうしゅうじだい 昭和55年11月1日(認可番号 厚生省収児第1003号)

2 利用事業所の概要、目的・運営方針

じぎょうしよ しゅるい 事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしえん Bがた しえんじぎょうしよ 指定就労継続支援（B型）支援事業所
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	へいせい ねん がつ にちしてい 平成19年4月1日指定
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	つうしよ しゅうろう せいさんかつどう きかい ていきやう 通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、 いっばんしゅうろう ひつやう ちしき しゅうとく いっばんしゅうろうなど いこう む 一般就労に必要な知識の習得や、一般就労等への移行に向けて しえん 支援します。
じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	しやうがいふくし さーびすじぎょうしよ 障害福祉サービス事業所 なんぷ ~ 香房
かんにりしゃしめい 管理者氏名	か どう とも かず 加 藤 友 和
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成19年 4月 1日
じぎょうしよ ていいん 事業所の定員	35 名
じぎょうしよ しよぎいち 事業所の所在地	〒079-2403 ほっかいどうそらちぐんみなみふらのちやうあざいくとら ばん 北海道空知郡南富良野町字幾寅695番2、695番地2先
てんわばんごう 電話番号	0167-39-7575
ふあつくすばんごう FAX番号	0167-52-2300
い - め - り E-mail	nanpu-koubou@daijyoukai.jp
ホームページあどれす HPアドレス	http://daijyoukai.jp
じぎょうしよ うんえいほうしん 事業所の運営方針	<p>りやうしやここ に - ず のうりよく おう てきせつ えんじよおよ ていきやう おこな 1、ご利用者個々のニーズ・能力に応じた適切な援助及び提供を行います。</p> <p>かぞく こうけんにとん い か かぞくとん およ かんけいきかん れんけい つと 2、ご家族や後見人等（以下家族等という）及び関係機関との連携に努めます。</p> <p>かんにりしゃ ちゅうしん しよくいん そろごきやうりよく えんかつ うんえい つと 3、管理者を中心とした職員の相互協力により円滑な運営に努めます。</p> <p>ちいきに - ず たいおう た しゃかいしげん れんけい はか きーびす ていきやう 4、地域ニーズに対応し、他の社会資源との連携を図ったサービスを提供します。</p> <p>かんけいほうれい じゆんしゆ てきせいか こま きーびすていきやう つと 5、関係法令を遵守し、適正且つきめの細かなサービス提供に努めます。</p>

3 利用事業所の設備の概要

(1) 事業所

	区 分	既存棟	増築棟	合計
たてものほんたい 建物本体	構 造	てっこつづくり かいだ 鉄骨造 2階建て	てっこつづくり かいだ 鉄骨造 2階建て	
	の 延べ床面積	454.86 ^{へいほうめーとる} m ²	542.86 ^{へいほうめーとる} m ²	997.72 ^{へいほうめーとる} m ²
	敷地面積	1429.30 ^{へいほうめーとる} m ²		

(2) 事業所の主な設備

(m²)

施 設 の 区 分	室数	既存棟	増築棟
じむしつ 事務室	1	64.24	
こういしつ 更衣室	2	46.54	
さぎょうしつ 作業室 2	1	37.65	
シャワー室	2	6.66	
サニタリースペース	1	10.82	
物品庫 1、物品庫 2	2	19.23	
しょくどう しょくどう 食堂、食堂 2	1	69.54	
したしよりしつ 下処理室	1	5.11	
ちゅうぼう 厨房	1	27.48	
せいようしつ 静養室	1	11.08	
トイレ	10	11.61	10.97
そうだんしつ 相談室	1		24.70
たもくてきしつ 多目的室	1		67.47
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	1		66.40
ちゅうぼう 厨房 1	1		75.42
さぎょうちゅうぼう 作業厨房	1		47.96
しょっぷ シヨップ	1		58.32
かふえすペーす カフェスペース	1		35.34

(3) その他付随する主な設備

さいがいびちくようんこうこうじょう 災害備蓄用パン工場	構 造	もくそうひらや 木造平屋
	の 延べ床面積	301.84 ^{へいほうめーとる} m ²

※ 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の設備を設置しています。

4 サービス提供職員の配置状況等

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として次の職員を配置しています。

① 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算後
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1				1	0.7
サービス管理責任者	1				1	0.7
職業支援員	11	4		4	3	9.1
生活支援員	9				9	2.5
看護師	(1)				(1)	
栄養士	(1)				(1)	
事務員	1				1	0.7
計	23	4		4	15	13.7

※職員のうち有資格者の状況

社会福祉士…2名、介護福祉士…4名、保育士…3名、栄養士…1名

② 職員の勤務状況

職種	標準的な勤務時間(常勤)	
管理者 サービス管理責任者 事務員	日勤	通常の勤務時間帯 8:30～17:15
職業支援員 (工賃達成指導員を含む) 生活支援員	早番	通常の勤務時間帯 6:00～14:45
	日勤	7:00～15:45
	遅番	8:30～17:15
		9:30～18:15
		13:00～21:45

③ 利用日と利用時間

原則として毎日利用することが可能です。(12月31日～1月3日までを除きます)

利用時間については、基本的に1日6時間となります。

5 サービス提供の概要

(1) 訓練等給付費対象サービス

しゅ種	るい類	ない内	よう容
しゅろう 就 労 の た め の く ん 訓 練			<p>いっぱんしゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじよう ひつよう くんれん おこな 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。</p> <p>また、くんれん ほんじぎょうしょ さーび す かんりせきにんしゃ さくせい また、訓練にあたっては、本事業所のサービス管理責任者が作成した こべつし えんけいかく もと りようしゃなら かぞくなど どうい え 「個別支援計画」に基づいてご利用者並びに、ご家族等の同意を得て てきせつ こうかてき おこな 適切かつ効果的に行います。</p>
せい さん かつ どう 生 産 活 動			<p>ばん せいぞう ①パンの製造</p> <p>や がし せいぞう ②焼き菓子の製造</p> <p>こーひー ばいせん せいぞう けいりよう ふくろつ ③コーヒー焙煎の製造（計量、袋詰め）</p> <p>べんどう せいぞう しょくざいじゅんび ④弁当の製造（食材準備）</p> <p>(こうちん しはらい) 《工賃の支払》</p> <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ さしひ がく そうどう 上記生産活動における事業収入から必要経費を差引いた額に相当 する金額を工賃として、生産活動に従事しているご利用者に支払い ます。</p>
じっしゅうおよびきゅうしよく 実 習 及 び 求 職 かつどうなど しえん 活 動 等 の 支 援			<p>こうきょうしよくぎょうあんていじょ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せん たーなど かんけいきかん 公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関 れんけい と しょくぼじっしゅう じっし きゅうしよくかつどう しえん じっし と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、 しょくぼていちゃく しえん おこな 職場定着のための支援を行います。</p>
そうだんおよびえんじょ 相 談 及 び 援 助			<p>りようしゃおよ かぞくなど きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきよう ご利用者及びそのご家族等が希望する生活やご利用者の心身の状況 など りかい てきせつ そうだん じよげん しえんなど おこな 等を理解し、適切な相談と助言の支援等を行います。</p>
ほうもんしえん 訪 問 支 援			<p>じょうじさ びす りよう りようしゃ しんしん じょうきよう へんか 常時サービスを利用しているご利用者が、心身の状況の変化により、 かいじょうれんぞく りよう ばあい きたく ほうもん りようじょうきよう 5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況 かくにん つき かい げんどう どうい うえ しえん おこな を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>
けんこうかんり 健 康 管 理			<p>にちじょうせいかつじょうひつよう ばいたる ちえっく どうやくその たひつよう かんり きろく 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録 おこな いりょうきかん れんらくちょうせいおよ きょうりよくいりょうきかん つう を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通 じてけんこうほじ てきせつ しえん おこな 健康保持のための適切な支援を行います。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービスの内容

種 類	内 容	金 額
食事サービス	食事提供加算対象者 上記費用に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1食につき食事提供体制加算に係るご利用者負担額の支払いを受けるものとする。	297円
生産活動等	生産活動を行う上で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。	じっぴ実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。	じっぴ実費
余暇活動支援	余暇活動は基本的に自ら行って頂きますが、必要な情報は適宜提供します。なお、同伴者を必要とする場合は、交通費、宿泊費、入場料等は負担して頂きます。	じっぴ実費
保険医療サービス	健康保持・回復のための医療機関への受診や健康状態の把握・管理のための各種健康診断、インフルエンザ等の予防接種等を実施します。	じっぴ実費
日常生活上の諸経費	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を頂きます。 ○日用品 ○保健衛生品 ○教養娯楽費等	じっぴ実費
社会生活上の便宜供与	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、ご利用者またはご家族等が行うことが困難な場合、ご利用者の同意を得て代行し、それに係る諸費用は負担して頂きます。	べつ さだ りょうきんひょう 料金表による じっぴふたん 実費負担
福祉移送サービス	南富良野大乗会福祉移送サービス事業要綱に基づき提供します。提供する区間は、南富良野町の地区及び南富良野町を発着する区間です。サービス利用料金は幾寅以外は1kmにつき30円いただきます。(別途、高速道路料金、駐車料金などは実費となります)	ちょうがい 町外 30円/km

<p>きんせんかんり サービス</p>	<p>ご利用者等の希望により、事業所の指定する金融機関に預け入れしている通帳・金融機関の届出印鑑・年金証書等の管理を行います。入出金については、責任を持って行い、出納記録を作成するとともに、出納記録については、定期的にご利用者及びご家族等にお渡し致します。(年3回) また、ご利用者及びご家族等はいつでも出納記録を閲覧できます。</p> <p>出納責任者 ~ 管理者 保管責任者 (印鑑) ~ 管理者 (通帳) ~ ござくら園管理者</p>	<p>げつがく 月額 2,000 円</p>
<p>そ の 他</p>	<p>ご希望によりサービス提供記録等の閲覧や複写を行うことができます。</p>	<p>ふくしゃだい 複写代 1枚 10円</p>

6 利用料金

お支払いいただく利用料金は次のとおりです。

(1) 訓練等給付対象サービス利用料金 (1日あたり)

受給者証の交付日 令和 年 月 日

受給者証の有効期限 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

サービスの種類 就労継続支援 B 型

利用者の障害程度区分	区分 []
(A) 報酬単価 (単位: 1 単位 10 円)	たんい 単位
(B) サービス利用料金	えん 円
(C) うち利用料として市町村から代理受領する金額	えん 円
(D) サービス利用に係る自己負担額 (ご利用者の負担額)	えん 円

※ 厚生労働大臣の定めるサービス利用料金が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。

ご利用者の利用料は、障害程度区分等に応じて、援護の実施機関 (以下市町村という) が定めるサービス利用料金の市町村から代理受領する金額 (C) と自己負担金 (D) の合計額をお支払ってください。

※ ただし、市町村から給付される (C) を事業者が代理受領することについて、委任状を提出された場合は、自己負担額 (D) のみをお支払いしていただきます。なお、援護の実施機関が定められた金額に変更等が生じた場合は、変更後の金額に読み替えます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「4. サービス提供の概要(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照下さい。

(3) サービス利用の取り消し(キャンセル)をする場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出下さい。

なお、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合、キャンセル料を頂く場合があります。

	食事提供加算 対象者	297円
キャンセル料 (食費の実費相当額) 1日あたり	一般	上記費用に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1食につき食事提供体制加算に係るご利用者負担額の支払いを受けるものとする。

※1. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(4) 利用者負担金の支払期限及び支払方法

① (1) の利用料金の支払いは、原則として当月分は翌月5日までに請求しますので、同月10日までに次の方法でお支払いください。

ご利用者の所有する支払い方法は旭川信用金庫南富良野出張所の預金口座から自動引き落としとさせていただきます。

② (2)、(3)、(4)、(5) の当月の利用料金の支払いは翌月10日までに請求しますので、同月末日までに現金でお支払いください。ただし、(4) のうち金銭管理サービス料は四半期ごとに請求しますので現金でお支払いください。

7 苦情等の申立先

提供するサービス等にご不満がある場合には、次の相談窓口で苦情等を申し立て、その解決を求めることができます。

(1) 施設等相談窓口

当事業所をご利用され、お悩みや苦情・サービス内容へのご不満がある場合には、次の相談窓口・受付機関に相談を行ない、その解決を求める事が出来ます。

相談窓口担当者	大浦正貴	電話番号	0167-39-7575
法人相談窓口	加藤友和	電話番号	0167-52-3000
第三者委員	山田恵美	電話番号	0167-52-2669
	大友忠雄	電話番号	0167-52-2230
ご利用時間	9:00から17:00(日曜、祝日、年末年始を除く)		
・担当者が不在の場合は、施設の事務所までお申し出ください。			

(2) その他の相談窓口

当事業所の提供するサービスの苦情等に対してご利用者、ご家族等がその対応に納得のいかない場合や(1)に示す相談窓口で苦情等を直接言いにくい場合は、次の機関に申し立てることができます。

相談窓口	住所電話番号
北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7 専用電話 011-204-6310
北海道(保健福祉部障がい者保健福祉課)	〒060-0022 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (代表)

※ 「北海道福祉サービス運営適正化委員会」は、福祉サービス援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情解決を行うことを目的として設置された、都道府県段階の中立的な第三者機関です。

8 虐待防止への対応

当事業所では、虐待防止への対応として、社会福祉法人南富良野大乗会が制定している職員倫理綱領及び職員行動基準を遵守すると共に、社団法人北海道知的障がい福祉協会「人権侵害ゼロへの誓い」に協賛し、全職員が署名・捺印を行い日々の支援サービスにおいて実践します。

社会福祉法人南富良野大乗会 職員倫理綱領

1. 私たち職員は、ご利用者に対し、いかなる場合があっても暴力・暴言・人権侵害を行わず、人としての権利を尊重し擁護します。
2. 私たち職員は、ご利用者への一切の差別を自らの課題として排除し、さらに社会においてご利用者の理解を高める援助者として歩みます。
3. 私たち職員は、ご利用者の個性を尊重し、思いを受け止め小さなサインも見逃さぬよう、たゆみない向上心を持って職務を遂行します。
4. 私たち職員は、ご利用者中心の精神に立ち自己選択の機会や環境作り に配慮し、自己決定を促す条件整備に努めます。
5. 私たち職員は、ご利用者と共に地域で暮らすことを願い、共に生きる援助者として日々努力します。
6. 私たち職員は、ご利用者が発達・成長し、円熟するという個々の高まりを確認し、援助者としてたゆみない自己研鑽に努めます。

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止対応責任者	加藤友和
虐待防止受付担当者	大浦正貴 電話番号 0167-39-7575
受付時間	9:00から17:00
・担当者が不在の場合は、事業所の事務所までお申し出ください。	

9 緊急時及び事故発生時の対応など

ご利用者に対するサービス提供時の事故等が発生した場合には、上川総合振興局、各市町村やご家族等に連絡し必要な措置を講ずるとともに、事故発生状況及び措置について記録します。

また、ご利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに下記の協力医療機関のほか、状態に応じて下記のその他の医療機関へ連絡や調整を行ったり、日常的に適切な健康支援ができるように診察等の同行支援を行います。

協力医療機関

医療機関の名称	南富良野町立幾寅診療所
診療科	内科
所在地	空知郡南富良野町字幾寅
電話番号	0167-52-2414

医療機関の名称	医療法人社団博友会 北の峰病院
診療科	精神科・内科
所在地	富良野市字中御料
電話番号	0167-22-2011
入院設備	あり

医療機関の名称	南富良野町立幾寅歯科診療所
診療科	歯科
所在地	空知郡南富良野町字幾寅
電話番号	0167-52-2452

その他の医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 富らの西病院
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・脳神経外科
所在地	富良野市桂木町2-77
電話番号	0167-23-6600
入院設備	あり

医療機関の名称	社会福祉法人 北海道社会事業富良野協会病院
診療科	内科・外科・耳鼻咽喉科・皮膚科・産婦人科・整形外科・眼科・泌尿器科
所在地	富良野市住吉町1-30
電話番号	0167-23-2181
入院設備	あり

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「消防計画」により対応いたします。			
平常時の訓練	別に定める「消防計画」に基づき年2回の避難、防災訓練を職員とご利用者の参加で実施します。			
防火設備	自動火災報知器	あり	消火器～	あり
	誘導灯	あり	スプリンクラー	なし
	非常通報装置	あり	消防機関への自動連絡	なし
消防計画等	消防署への届出日 平成19年4月1日 防火管理責任者 加藤友和			

11 事業所利用の留意事項

来訪・面会	来訪時には、必ず面会簿に記載してください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	専門病院への受診が必要と判断された場合は、その受診が遠方かつ継続的になる場合は、ご家族等により対応していただく場合があります。
喫煙	喫煙は決められた場所でのお願いいたします。喫煙場所以外は、全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできないご利用者につきましては、ご相談下さい。
宗教活動・政治活動・営利活動	ご利用者の思想、信教は自由ですが、他のご利用者に対する布教活動・政治的活動及び営利活動はできません。
動物飼育	禁止です。
持ち込み制限	次のものは原則として持ち込むことができません。 危険物、加熱器具、暖房器具等。
不可抗力の事故	当事業所では、ご利用者に対して適切な支援に努めています。が、時としてご利用者のパニック、自傷行為、粗暴な行動や、ご利用者同士のトラブル等で事故やけが等が起こることもあります。その際は、ご家族等と相談の上、適切な対応に努めます。

1 2 契約の締結と終了

(1) 契約の締結について

障がい福祉サービスについて訓練等給付費支給決定を条件に、サービス利用を希望する方へ重要事項等について、ご説明し同意をしていただきましたら契約の締結を行います。契約期間は、支給有効期間の満了日までと致しますが、支給有効期間が更新され、ご利用者から契約内容の変更申出がない場合については、同契約内容で更新後の支給有効期間満了日まで自動的に更新されるものとします。

(2) 契約終了の事由について

次のような事項に該当するに至った場合は、契約は終了となります。

- ① ご利用者が死亡された場合。
- ② ご利用者の援護の実施機関から障害者施設の利用が不相当と判定された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合。
- ④ 事業所が火災や地震等で建物が大きく損壊したことなどにより、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
事業者が指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご利用者又はご家族等から退所の申し出があった場合。
- ⑥ ご利用者が未成年のときに締結された契約であって、ご利用者が成人に達した場合。
(この場合は、成人者として新たに利用契約を行います。)

(3) 利用者からの契約解除について

契約の有効期間であっても、ご利用者又はご家族等から退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の30日前までに利用契約解除申出書をご提出ください。

また、次の場合には、契約を解除し、事業所を退所することができます。

- ① サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご利用者が入院した場合。(本人の状態に応じて3ヶ月までは利用継続ができます。)
- ③ 事業者が正当な理由なく本契約に定める支援サービスの提供をしない場合。
- ④ 事業者の職員が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者の職員が故意または過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他のご利用者が本人の身体・財産・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- ⑦ ご利用者本人が自らの意思で解約を表明し、そのご家族等が解約の同意をした場合。

(4) 事業者からの契約解除について

以下の事項に該当する場合には、事業所を退所していただくことがあります。

- ① ご利用者及びご家族等が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実（嘘）の告知を行い、その結果、支援サービスが継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ① ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヵ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれを支払わない場合。
- ② ご利用者及びご家族等が、故意又は重大な過失により事業者または職員若しくは他のご利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合。

(5) ご利用者が医療機関に入院した場合について

病院等への入院の必要が生じた場合の対応は、次のとおりです。

- ① 入院後3ヶ月以内に退院できる場合は、ご利用を継続することができます。
- ② 3ヶ月を超えて入院した場合、若しくは退院できる見込みがない場合は、それが確定した時点で契約を解除することがあります。

(6) 円滑な退所のための援助について

ご利用者が事業所を退所する場合、ご利用者のご希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(例示)

- ・ 適切な病院若しくは診療所、または介護老人保健施設等の紹介
- ・ 居宅介護支援事業者・相談支援事業者の紹介
- ・ その他、保健医療サービス、または、福祉サービスの提供者の紹介等

1.3 残置物の引き取り

利用契約が終了後、ご利用者の所持品がある場合には、ご利用者及びご家族等に連絡しお引き取りいただきます。残置物の引取りの意思が無い場合や引取りが著しく遅延する状況の場合、廃棄・宅配等の措置を講じます。その際に掛かる費用につきましては、ご利用者及びご家族等にご負担いただきます。

14 損害賠償

事業者は、サービスを提供するにあたって、事業所及びサービス従事者の責に帰す事由によりご利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。また、守秘義務違反に関しても同様と致します。

但し、ご利用者又はご家族等が、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要な事項について故意にこれを告げなかったり、不実な告知を行ったことによる損害発生や事業者の実施したサービスに起因しない損害、ご利用者が事業者の指示等に反した行為に起因して発生した損害の場合等はこの限りではなく、事業者は賠償責任を免れるものとします。

また、その際、事業者とご利用者及び代理人等は、事故の発生原因等を含めた過失の割合又はご利用者の特殊な事情を考慮した上で誠実に問題の解決に努めるものとします。

15 個人情報に関する同意

利用契約事業所は個人情報保護に関する法律その他関連法規の主旨のもとで個人情報に関する規則を定め、ご利用者及びご家族・代理人・身元引受人等の個人情報を下記の理由目的により、必要最低限の範囲内で使用・提供又は収集することを同意していただいております。（別紙に記載）

- ① 使用期間：障害者支援施設サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。
- ② 使用目的：サービス提供のための事業所内部での使用
他の関係機関等への情報提供に伴う使用

16 福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価機関による結果等について

実施の有無 有 ・ 無

令和 年 月 日

障がい福祉サービス事業所「なんぷ〜香房」の利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の
説明をしました。

事業者 社会福祉法人南富良野大乘会

説明者

所属 障がい福祉サービス事業所「なんぷ〜香房」

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて、障がい福祉サービス事業所「なんぷ〜香房」の重要事項について
事業者から説明を受け、このことに同意します。

ご利用者 (〒 -)

住所

氏名

印

ご家族又は後見人等 (〒 -)

住所

氏名

印

(ご利用者との関係：)

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ

共同生活援助事業所ぴあ

り よう けい やく しょ 利 用 契 約 書

だい じょう けいやく もくてき
第1条 契約の目的

だい じょう けんこうかんり
第12条 健康管理

だい じょう きーび すないよう
第2条 サービス内容

だい じょう あんぜんはいりよぎむ
第13条 安全配慮義務

だい じょう けいやく きかん
第3条 契約期間

だい じょう きんきゆうじ えんじょ
第14条 緊急時の援助

だい じょう こべつし えんけいかく
第4条 個別支援計画

だい じょう しゅひぎむ
第15条 守秘義務

だい じょう りようりょうきん
第5条 利用料金

だい じょう しんたいこうそく きんし
第16条 身体拘束の禁止

だい じょう りようりょうきん しはらい ほうほうなど
第6条 利用料金の支払い方法等

だい じょう ぎやくたいぼうし そち
第17条 虐待防止のための措置

だい じょう けいやく しゅうりょう
第7条 契約の終了

だい じょう くじょうかいけつ
第18条 苦情解決

だい じょう たいしよじ えんじょ
第8条 退所時の援助

だい じょう そんがいばいしょう
第19条 損害賠償

だい じょう ほか きーび すていきょうしゃ れんけい
第9条 他のサービス提供者との連携

だい じょう みもとひきうけにん
第20条 身元引受人

だい じょう せつめいぎむ
第10条 説明義務

だい じょう ほか
第21条 その他

だい じょう そうだんおよ えんじょ
第11条 相談及び援助

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ 共同生活援助事業所ぴあ

りょうけいやくしょ 利用契約書

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人南富良野大乘会(以下「事業者」という。)は、利用者に対して提供する共同生活援助事業所ぴあ(以下、共同生活援助事業)について、次のとおり契約を締結します。

【契約の目的】

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に則り、ご利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づきご利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

【サービスの内容】

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス内容を提供します。なお、個別の契約内容については別紙のとおり契約をします。

2 事業者は、サービスの提供に際して、ご利用者の心身の状況に応じて、適切に支援し、日常生活の充実に資するよう努めます。

3 事業者は、ご利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。

4 共同生活援助事業のサービス提供は、生活支援員及び世話人等が従事します。

【契約期間】

第3条 この契約期間は、令和 年 月 日から支給有効期間の満了日までとします。

契約の変更は、事業者がご利用者に対して文書で提示し、ご利用者の承諾を得たうえで変更する事ができるものとします。

2 支給有効期間が更新され、ご利用者から契約内容変更の申し出がない場合は同じ契約内容で、更新後の支給有効期間満了日までに自動的に更新されるものとします。

3 契約期間内に契約を破棄する場合は、1ヶ月前に理由を明示した上で双方に異論がなければ契約を破棄する事ができます。

(こべつしえんけいかく)

【個別支援計画】

第4条 事業者は、次に掲げる事項をサービス管理責任者に担当させます。

- 1 ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者及びそのご家族・後見人等(以下ご家族等という)の意向を踏まえて、共同生活援助事業のサービスの目標及びその期間並びにサービスの内容、サービス提供する上での留意事項等を盛り込んだ個別支援計画を作成します。
- 2 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上実施状況の評価を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 3 個別支援計画を作成又は変更したときは、ご利用者またはそのご家族等に個別支援計画の内容を説明し同意を得ます。

(りょうりょうきん)

【利用料金】

第5条 ご利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービスの利用料金(厚生労働大臣が定める額、但し軽減等の適用があります)及び訓練・介護給付費対象外サービスの利用者負担額(実費負担)を事業者に支払います。ただし、介護給付費について、ご利用者に代わり事業者が市町村より代理受領することについて委任状を提出された場合は、自己負担額のみお支払いください。

- 2 事業者は、ご利用者が訓練・介護給付費対象外サービス内容の家賃、光熱水費等、食費等について重要事項説明書のとおり料金を請求します。
- 3 事業者は、サービス提供に当たっては、あらかじめご利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、ご利用者及びご家族等の同意を得るものとします。

(りょうりょう しはらいほうほうなど)

【利用料の支払方法等】

第6条 ご利用者は前条1項に定める利用者負担額を対象月ごとに支払うこととします。

- 2 事業者は、前条第1項に定める当月の利用者負担額を翌月5日までご利用者に請求します。
- 3 ご利用者は、前条は第1項に定める当月の利用者負担額を翌月10日までに支払います。
- 4 ご利用者は、前条第2項及び第3項に定めるサービスに要した費用の支払いは、重要事項説明書7に記載のとおりとします。

(けいやく しゅうりょう)
【契約の終了】

第7条 ご利用者等は、事業者に対して30日間の予告期間において文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、ご利用者等は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
- (3) 事業者が故意または過失によりご利用者の生命、身体、財産等を傷つけたり、若しくは傷つける恐れがある場合等の社会通念上に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、ご利用者に対し30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) ご利用者等が事業者に支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期間を定めて再三催告したにもかかわらずその期限までにサービス利用料の支払いがない場合。
- (2) ご利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- (3) ご利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- (5) ご利用者が死亡した場合。

(たいしよじ えんじよ)
【退所時の援助】

第8条 事業者は、契約が終了しご利用者が退居する際は、ご利用者及びそのご家族等の希望やご利用者が退居後に置かれることとなる環境等を考慮し、ご利用者の円滑な退居のために必要な支援を行います。

2 事業者は、共同生活援助サービスの提供の終了（解約の場合も含みます）に際し、終了の旨を援護の実施機関（市町村）に連絡します。

(ほか さーび すていきようしゃ れんけい)
【他のサービス提供者との連携】

第9条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(せつめいぎむ)
【説明義務】

第10条 事業者は、契約に基づく内容について説明し、ご利用者の質問に対して適切に対応します。

(そうだんおよびえんじょ)
【相談及び援助】

第11条 事業者は、常にご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者またはそのご家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言及び援助を行います。

(けんこうかんり)
【健康管理】

第12条 事業者は、常にご利用者の健康に留意するとともに、健康保持のために適切な管理及び支援を行います。

(あんぜんはいりよぎむ)
【安全配慮義務】

第13条 事業者は、サービスの提供にあたって、ご利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じます。

(きんきゅうじ えんじょ)
【緊急時の援助】

第14条 事業者は、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又はご利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。
2 前項のほか、ご利用中にご利用者の心身の様態が変化した場合、ご利用者のご家族等に速やかに連絡します。

(しゅひぎむ)
【守秘義務】

第15条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得たご利用者又はご家族に關わる秘密を保持する義務を負います。
2 事業者の職員であった者について、業務上知り得たご利用者やそのご家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
3 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し、ご利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ます。

(しんたいこうそく きんし)
【身体拘束の禁止】

第16条 事業者は、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

(ぎやくたいぼうし そち)
【虐待防止のための措置】

第17条 事業者は、ご利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。

(くじょうかいけつ)
【苦情解決】

第18条 ご利用者またはそのご家族は、事業者が提供したサービスに対する苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときはすみやかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、ご利用者またはご家族等に文書で報告します。

2 事業者は、ご利用者又はそのご家族等が苦情申し立てをした場合に、これを理由としてご利用者に対し一切の不利益を与えないこととします。

(そんがいばいしょう)
【損害賠償】

第19条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合、関係市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

3 事業者は、第15条に定める守秘義務等に違反しご利用者等に発生した損害については、賠償する義務を負います。

(みもとひきうけにん)
【身元引受人】

第20条 事業者は、ご利用者に対して、身元引受人を定めることものとします。ただし、ご利用者に身元引受人をたてることできない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

(1) ご利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合は、事業者と連携してご利用者の状態に応じた適切な受け入れ先の確保に努めること。

(ほか)
【その他】

第21条 契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係諸法令の定めるところに従い、ご利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、本書2通を作成し、ご利用者等及び事業者が記名捺

印のうえ、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

ご利用者（〒 _____ ）

住 所

氏 名

ご家族又は後見人等（〒 _____ ）

住 所

氏 名

（利用者との関係： _____ ）

住 所 空知郡南富良野町字幾寅528番2

事 業 者 名 称 社会福祉法人南富良野大乗会

代 表 者 理 事 長 鷹 嘴 充 子 ④

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
共同生活援助事業所ぴあ

(ういんぐ)

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重要事項説明書

し てい だい ごう
指定第0123000192号

けいやくしゃ たい きょうどうせいかつえんじょ じぎょうしょ がいよう ていきよう きー
ご契約者に対して共同生活援助事業所ぴあ(ういんぐ)の概要や提供されるサー
びす ないようおよ けいやくじょう ちゅうい つぎ せつめい
ビスの内容及び契約上ご注意いただきたいことを、次のとおりご説明します。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 事業者の概要 | 9 協力医療機関 |
| 2 利用事業所の概要・目的・運営方針 | 10 非常災害時の対策 |
| 3 利用事業所の設備 | 11 事業所利用の留意事項 |
| 4 利用事業所の職員配置状況等 | 12 契約の締結と終了 |
| 5 サービス提供の概要 | 13 残置物の引き取り |
| 6 利用料金 | 14 損害賠償 |
| 7 苦情等の申立先 | 15 個人情報情報の使用に係る同意 |
| 8 虐待防止への対応 | |

1 サービスを提供する事業者

経営事業者の名称	しゃかいふくしほうじん みなみふらののだいじょうかい 社会福祉法人 南富良野大乗会
法人所在地	ほっかいどうそらちくみなみふらののちようあざいくとら ばん 北海道空知郡南富良野町字幾寅528番2
電話番号	0167-52-3000
代表者氏名	りじちよう たかの はし あつ こ 理事長 鷹 嘴 充 子
設立年月日	しょうわ ねん がつ にち にんかばんごう こうせいしょうしゅうじだい 昭和55年11月1日 (認可番号 厚生省 収児第1003号)

2 利用事業所の概要・目的・運営

事業所の種類	していきようどうせいかつえんじよじぎよう かいごさーびす ほうかつがた 指定共同生活援助事業 (介護サービス包括型) へいせい ねん がつ にち してい 平成18年10月 1日指定
事業所の目的	りようしゃ ちいき きようどう しりつ にちじようせいかつまた ご利用者が地域において共同して自立した日常生活又は しゃかいせいかつ いとな りようしゃ しんたいおよ せいしん 社会生活を営むことができるように、ご利用者の身体及び精神 じぎようしよ ちいき おお かんきよう おう きようどうせいかつじゆうきよ の状況並びにその置かれている環境に応じ、共同生活住居 にゆうよく はいせつまた しょくじ かいご そうだん ほかにちじようせいかつじよう において入浴、排泄又は食事の介護、相談その他日常生活上の えんじよ てきせつ こうかてき おこな 援助を適切かつ効果的に 行います。
事業所の名称	きようどうせいかつえんじよじぎようしよ 共同生活援助事業所ぴあ きようどうせいかつじゆうきよ 共同生活住居『ういんぐ』
管理者氏名	かとう とも かず 加藤 友和
開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成16年2月1日
事業所の定員	めい 6名
事業所の所在地	079-2403 / 北海道空知郡南富良野町字幾寅1145-8
電話番号	0167-39-7575
FAX番号	0167-52-2300
E-mail	nanpu-koubou@daijyoukai.jp
ホームページアドレス	http://daijyoukai.jp
事業所の運営方針	<p>りようしゃここ にーず のうりよく おう てきせつ えんじよおよ ていきよう おこな 1、ご利用者個々のニーズ・能力に応じた適切な援助及び提供を行います。</p> <p>かぞく こうけんにとんとう いか かぞくと およ かんけいきかん みっせつ れんけい はか 2、ご家族や後見人等 (以下ご家族等という) 及び関係機関との密接な連携を図 ります。</p> <p>かんだりしゃ ちゆうしん しょくいん そうごきようりよく えんかつ うんえい つと 3、管理者を中心とした職員の相互協力により円滑な運営に努めます。</p> <p>ちいきにーず たいおう た しゃかいしげん れんけい はか さーびす ていきよう 4、地域ニーズに対応し、他の社会資源との連携を図ったサービスを提供します。</p> <p>かんけいほうれい じゅんしゆ てきせいか こま さーびすていきよう つと 5、関係法令を遵守し、適正且つきめの細かなサービス提供に努めます。</p>

3 利用事業所の設備の概要

(1) 事業所

構	造	木造平屋建て
床	面積	222.39㎡
建	築面積	604.84㎡

(2) 主な設備

居室の種類	へやすう 部屋数	そうめんせき 総面積 (㎡)	1人あたりの面積 (㎡)
洋室1人部屋	6	94.50㎡	15.75㎡
洋室1人部屋	1	12.96㎡	12.96㎡

区 分	へやすう 部屋数	そうめんせき 総面積 (㎡)	1人あたりの面積 (㎡)
しょくどう・ごらくしつ 食堂・娯楽室	1	34.02㎡	6.15㎡
よくしつ・だついしつ 浴室・脱衣室	1	6.48㎡	1.08㎡
と い れ トイレ	1	3.24㎡	0.54㎡
せんめんじょ 洗面所	1	9.72㎡	1.62㎡
ほか せつび その他の設備		61.47㎡	10.24㎡

(3) その他の設備

4 利用事業所の職員の配置状況等

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として次の職員を配置しています。

① 職員配置

職 種	員 数	区 分				指定基準	常勤換算 後の職員
		常 勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1				1		0.3
サービス管理責任者	1				1 (1)	(30:1)	0.3
世話人	13			12	(8)	10.5	11.0
生活支援員	14			1	13	5.8	6.4
合 計	29			13	15 (10)		18.0

※職員のうち有資格者の状況

社会福祉士… 2名、介護福祉士… 4名

② 職員の勤務状況

職 種	勤 務 時 間
管 理 者	日 勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)
サービス管理責任者	日 勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)
世 話 人	(6 : 0 0 ~ 9 : 0 0)
	(1 4 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0)
	(1 3 : 0 0 ~ 2 1 : 4 5)
生 活 支 援 員	早 番 (7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5)
	日 勤 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)
	お 遅 番 (9 : 3 0 ~ 1 8 : 1 5)
	(1 3 : 0 0 ~ 2 1 : 4 5)

5 サービス提供の概要

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談援助	ご利用者及びそのご家族等が希望する生活やご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事	世話人が栄養と各人の嗜好を考慮して、バラエティーに富んだ献立で朝食と夕食を提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は実費負担となります。)なお、食事の提供を要しない場合は事前にご連絡下さい。(その食事代は、規程に基づき返還します)
排泄	排泄に関する援助を行います。
入浴	入浴に関する支援を行います。
着替え 整容	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。ご利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。 季節による衣替えや整理、整頓などの支援を行います。
清掃及び 整理整頓	ご利用者に自主的に行っていただきますが、状況により個別に助言や支援を行います。
健康管理	(1) 世話人等により日常生活上必要なバイタルチェックや服薬、その他必要な管理や記録等を行うとともに、協力医療機関等との連絡調整をとって適切な健康管理に努めます (2) 緊急時など必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って受診などの対応を行います。 (3) 定期健康診断等は事業者が行いますが、その際の費用はご利用者に負担していただきます。 (4) ご利用者が町外の医療機関へ通院するときは、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります。)
就労支援	就労先(職場実習を含む)との調整や定期的な巡回を行います。 また、就労意欲の向上が図られるように助言や支援を行います。
その他	ご家族等との連絡調整を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

<p>よ か かつ どう し えん 余暇活動支援</p>	<p>よ か かつ どう き ほん て き み ず か お こ な い た だ ひ つ よ う 余暇活動は基本的に自ら行って頂きますが、必要な じ ょ う ほう て き ぎ て い き ょ う 情報(てきぎていきょう)は適宜提供します。なお、 ど う は ん し ゃ ひ つ よ う 同伴者(どうはんしゃ)を必要とする場合 ば あ い (ばあい)は、 こ う つ う ひ し ゅ く は く ひ に ゅ う じ ょ う り ょ う な ど ふ た ん い た だ 交通費(こうつうひ)、宿泊費(しゅくはくひ)、入場料(にゅうじょうりょうなど)等は負担して頂きます。 ふ た ん い た だ</p>	<p>実費</p>
<p>ほ けん い り ょ う 保険医療 サービス</p>	<p>けん こ う ほ じ かい ぶ く い り ょ う き かん じ ゅ し ん けん こ う じ ょ う たい 健康保持・回復のための医療機関への受診や健康状態の は あ く かん り 把握(はあく)・管理(かんり)のための各種健康診断(かくしゅけんこうしんだん)、 い ん ぶ る え ん ぎ ど う よ ぼう インフルエンザ等(いんぷるえんざ)等の予防 せ っ し ゅ ど う じ っ し 接種等(せっしゅどう)を実施(じっし)します。</p>	<p>実費</p>
<p>に ち じ ょ う せ い かつ 日常生活 上の諸経費</p>	<p>に ち じ ょ う せ い かつ ひ ん こ う に ゅ う だ い き ん ど う り ょ う し ゃ に ち じ ょ う せ い かつ よ う 日常生活品(にちじょうせいかつひん)の購入代金(こうにゅうだいきん)等(とう)ご利用者(りようしや)の日常生活(にちじょうせいかつ)に要する ひ ょ う り ょ う し ゃ ふ た ん 費用(ひょう)でご利用者(りようしや)に負担(ふたん)していただくことが適当(てきとう)であるもの に かん する 費用(ひょう)を 頂 きます。 い た だ</p>	<p>実費</p>
<p>しゃ かい せ い かつ じ ょ う 社会生活上 の便宜供与</p>	<p>に ち じ ょ う せ い かつ ひ つ よ う ぎ ょ う せ い き かん とう て つ つ き な ど 日常生活(にちじょうせいかつ)に必要な行政機関等(ひつようぎょうせいきかんとう)への手続き等(てつづきなど)について、ご り ょ う し ゃ か そ く とう お こ な 利用者(りようしや)またはご家族等(かぞくとう)が行うこと(おこな)が困難(こんなん)な場合(ばあい)、ご利用者(りようしや) の 同 意 を 得 て 代 行 し、 そ れ に 係 る 諸 費 用 は 負 担 し て 頂 き ま す。 ど う い え だい こう か か わ し ょ ひ ょ う ふ た ん い た だ</p>	<p>べつ だ 別に定め る 料 金 表 による じ っ ぴ ふ た ん 実費負担</p>
<p>き ん せん かん り 金銭管理 サービス</p>	<p>り ょ う し ゃ な ど き ぽ う じ ぎ ょ う し ょ し て い き ん じ ゅ う き かん ご利用者等(りようしやなど)の希望(きぼう)により、事業所(じぎょうしょ)の指定(してい)する金融機関(きんゆうきかん)に預 け 入 れ し て い る 通 帳 ・ 金 融 機 関 の 届 出 印 鑑 ・ 年 金 証 書 等 い つ う ち ょ う き ん じ ゅ う き かん と ど け て い ん かん ね ん き ん し ょ う し ゃ な ど け入れしている通帳・金融機関(つうちょうきんじゆうきかん)の届出印鑑・年金証書等(とけていんかんねんきんしょうしやなど) の 管 理 を 行 い ま す。入 出 金 に つ い て は、責 任 を 持 っ て 行 かん り お こ な に ゅ う し ゅ つ き ん せ き に ん も お こ な の管理(かんり)を行います。入出金(いしゅつきん)については、責任(せきにん)を持って行 い、 す い とう き ろ く さ く せ い す い とう き ろ く 出納記録(すいとうきろく)を作成(さくせい)するとともに、出納記録(すいとうきろく)については、定 き て き り ょ う し ゃ お よ か そ く な ど わ た い た ね ん かい 期的(きてき)にご利用者(りようしやおよ)及びご家族等(かぞくなど)にお渡し(わた)し致します。(年3回) また、 り ょ う し ゃ お よ か そ く とう す い とう き ろ く え つ ら ん ご利用者(りようしやおよ)及びご家族等(かぞくとう)はいつでも出納記録(すいとうきろく)を閲覧(えつらん)で き ま す。 す い とう せ き に ん し ゃ かん り し ゃ 出納責任者(すいとうせきにんしゃ)～管理者(かんりしや) ほ かん せ き に ん し ゃ い ん かん かん り し ゃ 保管責任者(印鑑)(ほかんせきにんしゃいんかん)～管理者(かんりしや) つ う ち ょ う え ん かん り し ゃ (通帳)～こざくら園(つうちょうえん)管理者(えんかんりしや)</p>	<p>月 額 2,000 円</p>
<p>ふ く し い そ う 福祉移送 サービス</p>	<p>み な み ふ ら の だ い じ ょ う かい ぶ く し い そ う さ - び す じ ゃ ょ う よ う こ う も と て い き ょ う 南富良野大乗会福祉移送サービス事業要綱(みなみふらのだいじょうかいふくしいそうさ-びすじしょうようこう)に基づき提供 し ま す。提 供 す る 区 間 は、南 富 良 野 町 の 地 区 及 び 南 富 良 野 て い き ょ う く かん み な み ふ ら の ち ょ う ち く お よ み な み ふ ら の 町(ていきょうくかんみなみふらのちょうちくおよみなみふらの)を ち ょ う は っ ち ゃ く く かん さ - び す り ょ う り ょ う き ん い く と ら い が い 発着(はっちやく)する区間(くかん)です。サービス利用料(さ-びすりょうりょうきん)金は幾寅(いくとらいがい)以外(がい)は1 km に つ き 3 0 円 い た だ き ま す。(別 途、高 速 道 路 料 金、駐 え ん べ っ と こ う そ く だ ろ り ょ う き ん ち ゅ う 車料(しゃりょうきん)金(きん)などは実費(じつぴ)なります)</p>	<p>ち ょ う が い 町 外 30 円/km</p>
<p>ほ か そ の 他</p>	<p>き ぽ う ご希望(きぼう)によりサービス提供記録等(ていきょうきろく)等の閲覧(えつらん)や複写(ふくしゃ)を行うこ と が 出 来 ま す。 て き</p>	<p>ふ く し ゃ だい 複 写 代 1 枚 10 円</p>

6 利用料金

お支払いいただく利用料金は次のとおりです。

(1) 訓練等給付費対象サービス利用料金（1日当たり）

ご利用者の障害程度区分	区分〔 〕
(A) 報酬単価（単位：1単位10円）	単位
(B) サービス利用料金	円
(C) うち利用料として市町村から代理受領する金額	円
(D) サービス利用に係る自己負担額（利用料の利用者負担）	円

※ 厚生労働大臣の定めるサービス利用料金が訓練等給付費の給付対象となります。利用者の利用料は、障害程度区分等に応じて、援護の実施機関（以下市町村等いう）が定めるサービス利用料金の市町村から代理受領する金額（C）と自己負担金（D）の合計額をお支払いください。

ただし、市町村等から給付される（C）を事業者が代理受領することについて、委任状を提出された場合は、自己負担額（D）のみをお支払いしていただきます。

なお、市町村等が定めた金額に変更等が生じた場合、変更後の金額に読み替えます。

(2) 訓練等給付対象外サービスの利用料金

次のサービスについては、訓練等給付費対象外のため利用に当たっては自己負担となります。お支払いいただく金額は、次のとおりです。ご利用者が生活保護受給者或いは市町村民税非課税世帯の者で、市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額となります。

ういんぐ 月額利用料金	住宅料	19,000円／
	（特定障害者特別給付費が支給されている場合）	
		9,000円／
	食費	18,000円
	光熱水費等	25,000円

(3) 利用者負担に係わる管理

利用者負担について、上限額を超える見込みがある場合は、負担に係わる上限管理を行います。

(4) 利用者負担金の支払期限及び支払方法

- ① 7の(1)の利用料金の支払いは、原則として当月分は翌月5日までに請求しますので当月10日までに次の方法でお支払いください。
 支払方法は、旭川信用金庫南富良野出張所の預金口座から自動引き落としとさせていただきます。
- ② 7の(2)で示した利用料金は当月末日までに請求しますので、原則として翌月10日までに現金でお支払い下さい。ただし、金銭等管理サービス料は、四半期ごとに請求しますので現金でお支払いください。

7 苦情等の申立先

(1) 施設等相談窓口

当事業所をご利用され、お悩みや苦情・サービス内容へのご不満がある場合には、次の相談窓口・受付機関に相談を行ない、その解決を求めます。

相談窓口担当者	おお 浦 正 貴	電話番号	0167-39-7575
法人相談窓口	か 藤 友 和	電話番号	0167-52-3000
第三者委員	やま 山 田 恵 美	電話番号	0167-52-2669
	おお 大 友 忠 雄	電話番号	0167-52-2230
ご利用時間	9:00から17:00(日曜、祝日、年末年始を除く)		

(2) その他の相談窓口

当該事業所で提供するサービスの苦情等に対してご利用者、ご家族等がその対応に納得のいかない場合や(1)に示す相談窓口で苦情等を直接言いにくい場合は、次の機関に申し立てることができます。

相談窓口	住所・電話番号
北海道社会福祉サービス運営 適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7 専用電話 011-204-6310
北海道 (保健福祉部 障害者保健福祉課)	〒060-0022 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (代表)

※ 「北海道福祉サービス運営適正化委員会」は、福祉サービス援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情解決を行うことを目的として設置された、都道府県団体の中立的な第三者機関です。

8 虐待防止の対応

当事業所では、虐待防止への対応として、社会福祉法人南富良野大乗会が制定している職員倫理綱領及び職員行動基準を遵守すると共に、社団法人北海道知的障がい福祉協会「人権侵害ゼロへの誓い」に協賛し、全職員が署名・捺印を行い日々の支援サービスにおいて実践します。

社会福祉法人南富良野大乗会 職員倫理綱領

7. 私たち職員は、ご利用者に対し、いかなる場合があっても暴力・暴言・人権侵害を行わず、人としての権利を尊重し擁護します。
8. 私たち職員は、ご利用者への一切の差別を自らの課題として排除し、さらに社会において、ご利用者の理解を高める援助者として歩みます。
9. 私たち職員は、ご利用者の個性を尊重し、思いを受け止め小さなサインも見逃さぬよう、たゆみない向上心を持って職務を遂行します。
10. 私たち職員は、ご利用者中心の精神に立ち自己選択の機会や環境作り に配慮し、自己決定を促す条件整備に努めます。
11. 私たち職員は、ご利用者と共に地域で暮らすことを願い、共に生きる援助者として日々努力します。
12. 私たち職員は、ご利用者が発達・成長し、円熟するという個々の高まりを確認し、援助者としてたゆみない自己研鑽に努めます。

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止対応責任者	かとうともかず 加藤友和
虐待防止受付担当者	おおらまさき 大浦正貴 電話番号 0167-39-7575
受付時間	9:00から17:00
・担当者が不在の場合は、事業所の事務所までお申し出ください。	

9 緊急時及び事故発生時の対応など

ご利用者に対するサービス提供時の事故等が発生した場合には、上川総合振興局、各市町村やご家族等に連絡し必要な措置を講ずるとともに、事故発生状況及び措置について記録します。

また、ご利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに下記の協力医療機関のほか、状態に応じて下記のその他の医療機関へ連絡や調整を行ったり、日常的に適切な健康支援ができるように診察等の同行支援を行います。

協力医療機関

医療機関の名称	南富良野町立幾寅診療所
診療科	内科
所在地	空知郡南富良野町字幾寅
電話番号	0167-52-2414

医療機関の名称	医療法人 社団博友会 北の峰病院
診療科	精神科・内科
所在地	富良野市字中御料
電話番号	0167-22-2011
入院設備	あり

医療機関の名称	南富良野町立幾寅歯科診療所
診療科	歯科
所在地	空知郡南富良野町字幾寅
電話番号	0167-52-2452

その他の医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 富良野の西病院
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・脳神経外科
所在地	富良野市桂木町2-77
電話番号	0167-23-6600
入院設備	あり

医療機関の名称	社会福祉法人 北海道社会事業富良野協会病院
診療科	内科・外科・耳鼻咽喉科・皮膚科・産婦人科・整形外科・眼科・泌尿器科
所在地	富良野市住吉町1-30
電話番号	0167-23-2181
入院設備	あり

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「関係先担当者連絡表」及び「緊急時連絡網」等により対応いたします。			
防災訓練	夜間及び昼間を想定した避難防災訓練を、職員とご利用者の参加で実施します。			
緊急時の対応	ご利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。			
防火設備	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	消火器	あり	スプリンクラー	なし
	誘導灯	あり	消防機関への自動連絡	なし

11 事業所利用の留意事項

ご家族等 来訪・面会	来訪、宿泊等する際は、事前にご連絡ください。			
外出・外泊	町外の外出・外泊の際は、届出書を提出していただきます。			
嘱託医師以外の 医療機関への受診	専門病院への受診が必要と判断された場合は、その受診が遠方かつ継続的になる場合は、ご家族等により対応していただく場合があります。			
入院の付添い	入院の際に付添いが必要な場合は、実費負担となります。なお、事業者において付添い等の紹介を行います。			
設備・器具 等の利用	建物内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。また、賠償に関しては心身障害者総合補償制度等に参加して頂く方法もあります。			
安全管理	家屋の戸締り、火気の取り扱いはご利用者に行って頂きます。			
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願います。 飲酒は、他のご利用者に迷惑とならないようお願いいたします。			

き ちょうひん かんり 貴重品の管理	きちようひん りようしゃ せきんにん かんり 貴重品は、ご利用者の責任において管理していただきます。 じ こかんり りようしゃ じぎょうしょ そうだん 自己管理のできないご利用者は、事業所へご相談ください。
しゅう きょう かつ どう 宗教活動 せい じ かつ どう 政治活動 えい り かつ どう 営利活動	りようしゃ し そう しんきょう じゆう ほか りようしゃ たい ふきょう ご利用者の思想、信教は自由ですが、他のご利用者に対する布教 かつどう せい じ てきかつどうおよ えい り かつどう 活動・政治的活動及び営利活動はできません。
どう ぶつ し いく 動物飼育	ほ - むない ペット も こ ホーム内へのペットの持ち込みについては、ご遠慮ください。
えい せい ほ じ 衛生保持	ほ - むない せいけつ せいとん ほかかんきょうえいせい ほ じ きょうりよくくだ ホーム内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
ぼう さい たい さく 防災対策	か さい よぼう きりつ かん とく ちゅうい はら かなら まち くだ 火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。
も ちこみ せいげん 持ち込み制限	げんそく はもの か きるいなど きけんぶつ も こ 原則として刃物・火気類等の危険物は持ち込むことができません。 せいげん じじょう ただし、制限されているものであっても事情によってはご相談ください。
ふ か ころりよく じ こ 不可抗力の事故	しゅうだんせいかつじょう りようしゃ たい てきせつ しえん つと とき 集団生活上では、ご利用者に対して適切な支援に努めていますが、時 りようしゃどうし とらぶるなど じ こ など お としてご利用者同士のトラブル等で事故やけが等が起こることもあります。 さい か そくなど そうだん てきせつ たいおう つと その際は、ご家族等と相談し適切な対応に努めます。

12 契約の締結と終了

(7) 契約の締結について

障がい福祉サービスについて訓練給付費支給決定を条件に、サービス利用を希望する方へ重要事項等について、ご説明し同意をしていただきましたら契約の締結を行います。契約期間は、支給有効期間の満了日までと致しますが、支給有効期間が更新され、ご利用者から契約内容の変更申出がない場合については、同契約内容で更新後の支給有効期間満了日まで自動的に更新されるものとします。

(2) 契約終了の事由について

次のような事項に該当するに至った場合は、契約は終了となります。

- ① ご利用者が死亡された場合。
- ② ご利用者の援護の実施機関から共同生活援助事業の利用が不相当と判定された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当該ホームを閉鎖した場合。
- ④ 事業所が火災や地震等で建物が大きく損壊したことなどにより、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

- ⑤ 事業者が共同生活援助事業の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥ ご利用者またはご家族・後見人等から退居の申し出があった場合。
- ⑦ ご利用者が未成年のときに締結された契約であって、ご利用者が成人に達した場合。
(この場合は、成人者として新たに契約を行います。)

(3) ご利用者からの契約解除について

契約の有効期間であっても、ご利用者又はご家族等から退居を申し出ることができません。その場合には、退居を希望する日の30日前までに利用契約解除申出書をご提出ください。また、次の場合には、契約を解除し、当該共同生活住居を退居することができます。

- ① サービスの利用料金の変更不同意できない場合。
- ② ご利用者が入院した場合。(3ヶ月以内は入居継続ができます。)
- ③ 事業者若しくは、職員等が正当な理由なく本契約に定める支援サービスの提供を行わない場合。
- ④ 事業者若しくは、職員等が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者若しくは、職員等が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・信用等傷つけまたは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他のご利用者が本人の身体・財産・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。
- ⑦ ご利用者が当該共同生活住居から無断で退居した場合、事業者からの意思確認に対して解約の意思を表明し、そのご家族等が解約の同意をした場合。

(4) 事業者からの契約解除について

以下の事項に該当する場合には、当該共同生活住居を退居していただくことがあります。

- ① ご利用者及びご家族等が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実(嘘)の告知を行い、その結果、支援サービスの提供に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月分滞納し、再三の催告にもかかわらずこれを支払わない場合。
- ③ ご利用者及びご家族等が、故意または重大な過失により事業者または、世話人及び支援職員等若しくは他のご利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合。

(5) ご利用者が医療機関に入院された場合について

病院等への入院の必要が生じた場合の対応は、次のとおりです。

①入院後3ヶ月以内に退院できる場合は、入居を継続することができます。

②3ヶ月を超えて入院した場合、若しくは退院できる見込みがない場合は、それが確定した時点で契約を解除することがあります。

(6) 円滑な退居のための援助について

ご利用者が当該共同生活住居を退居する場合、ご利用者のご希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退去のために必要な援助を行います。

1.3 残置物の引き取り

利用契約が終了後、ご利用者の所持品がある場合には、ご利用者及びご家族等に連絡しお引き取りいただきます。残置物の引き取りの意思が無い場合や取りが著しく遅延する状況の場合、廃棄・宅配等の措置を講じます。その際に掛かる費用につきましては、ご利用者及びご家族等にご負担いただきます。

1.4 損害賠償

事業者は、サービスを提供するにあたって、事業所及びサービス従事者の責に帰す事由によりご利用者に損害を与えた場合には、速やかにご利用者の損害を賠償します。また、守秘義務違反に関しても同様と致します。

但し、ご利用者又はご家族等が、ご利用者の心身の状況及び病歴等の重要な事項について故意にこれを告げなかったり、不実な告知を行ったことによる損害発生や事業者の実施したサービスに起因しない損害、ご利用者が事業者の指示等に反した行為に起因して発生した損害の場合等はこの限りではなく、事業者は賠償責任を免れるものとします。

また、その際、事業者とご利用者及び代理人等は、事故の発生原因等を含めた過失の割合又はご利用者の特殊な事情を考慮した上で誠実に問題の解決に努めるものとします。

15 個人情報^{こじんじょうほう}の使用^{しよう}に係^{かかわ}る同意^{どうい}

利用^{りよう}契約^{けいやく}事業^{じぎょう}所^{しょ}は個人^{こじん}情報^{じょうほう}保護^{ほご}に関する^{かん}法律^{ほうりつ}その他^た関連^{かんれん}法規^{ほうき}の主旨^{しゆし}のもとで個人^{こじん}情報^{じょうほう}の規則^{きそく}を定め、ご利用^{りよう}者^{しゃ}及び^あびご家族^{かぞく}・代理人^{だいにん}・身元^{みもと}引受^{ひきうけ}人^{にん}等の個人^{こじん}情報^{じょうほう}を下記^{かき}の理由^{りゆう}もくてきにより、必要^{ひつよう}最低^{さいてい}限^{げん}の範囲^{はんい}内^{ない}で使用^{しよう}・提供^{ていきょう}又は^{また}収集^{しゅうしゅう}することを同意^{どうい}していただいております。
(別紙^{べつし}に記載^{きざい})

- ① 使用^{しよう}期間^{きかん}：障害^{しょうがい}者^{しゃ}支援^{しえん}施設^{しせつ}サービス^{さーび}提供^{ていきょう}に必要な^{ひつよう}期間^{きかん}及び^あび契約^{けいやく}期間^{きかん}に準^{じゆん}じます。
- ② 使用^{しよう}目的^{もくてき}：サービス^{さーび}提供^{ていきょう}のための^{じぎょう}事業^{じぎょう}所^{しょ}内部^{ないぶ}での使用^{しよう}
他^たの関^{かん}係^{けい}機^き関^{かん}等^{など}への情^{じょう}報^{ほう}提^{てい}供^{きょう}に伴^{ともな}う使用^{しよう}

16 福祉^{ふくし}サービス^{さーび}第^{だい}三^{さん}者^{しゃ}評^{ひやう}価^かについて

福祉^{ふくし}サービス^{さーび}第^{だい}三^{さん}者^{しゃ}評^{ひやう}価^か機^き関^{かん}による^{じゆしん}受^け診^{しん}結^{けつ}果^か等^{とう}について
実^{じつ}施^しの有^う無^む 有^{あり}・ 無^{なし}

令和 年 月 日

共同生活援助事業所ぴあ（共同生活住居ういんぐ）利用開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明をしました。

事業者

名称 社会福祉法人南富良野大乘会

説明者 共同生活援助事業所ぴあ

所属

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて、共同生活援助事業所ぴあ（共同生活住居ういんぐ）の重
要事項について事業者から説明を受け、このことに同意します。

ご利用者 (〒)

住所

氏名

印

ご家族又は後見人等 (〒)

住所

氏名

印

(ご利用者との関係：)

氏名

印

(入居者との関係：)